

銚子市学校給食センター次期事業者募集選定アドバイザー業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要項

1 目的

この要項は、銚子市学校給食センター次期事業者募集選定アドバイザー業務委託（以下、「業務」という。）の受託候補者を公募型プロポーザル（以下、「プロポーザル」という。）により選定するため必要な事項を定める。

2 委託業務箇所

銚子市大橋町17番地（銚子市学校給食センター）

3 業務の目的

銚子市学校給食センターは、PFI事業（BTO方式）として平成25年1月に稼働を開始し、令和9年12月31日に事業期間を満了する（以下、「現事業」という。）。

本業務は、本市が円滑に現事業を完了し、引き続き、安全で安心な学校給食を効率的かつ安定的に提供するため、令和10年1月1日以降の本施設の維持管理及び運営（以下、「次期事業」という。）を長期包括委託（期間10年間）により実施するため、実施方針の公表から募集公告、次期事業者選定、契約の締結までに必要となる各種検討及び募集資料等の作成を行い、次期事業を担う次期事業者の募集・選定プロセスの的確な推進の支援を受けることを目的とする。

4 委託業務の内容

別紙「仕様書」のとおり

5 委託上限金額

見積額の上限は、20,570千円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

※ 上記金額を超えての見積は失格とする。

※ 委託料には、別紙「仕様書」に記載した業務に要する全ての経費を含むものとする。

6 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年12月31日まで

7 参加資格要件

プロポーザルに参加する者は、次の要件の全てを満たしている者であることを条件とする。

(1) 銚子市における銚子市建設工事等入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

- (2) 令和8年3月31日までに下記のいずれかの類似業務を元請として受注し、完了した実績があること。
- ア 学校給食センターPFI更新に係る調査検討業務やアドバイザー業務
 イ 学校給食センターPFI導入可能性調査業務や契約までのアドバイザー業務
- (3) 関連会社（親会社及び子会社を含む。）を含め、現事業の受託者である「株式会社銚子学校給食サービス」の構成企業及び協力企業でないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 国税及び地方税を滞納していない者
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- (7) 法人（団体）の役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらと密接な関係を有する者でないこと。
- (8) 宗教活動、政治活動、選挙活動を行うことを主たる目的とする者でないこと。
- (9) 銚子市建設工事等請負業者指名停止措置要領に基づく指名停止措置及び銚子市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく指名除外措置を、この実施要項の公表日からこの業務に係る契約締結日までの間、受けていない者であること。

8 スケジュール

実施内容	実施期間又は期日
募集要項等の公表（市HP）	令和8年6月24日（水）
資料閲覧希望受付締切	令和8年6月26日（金）16時まで
質問書受付締切	令和8年6月29日（月）16時まで
質問書に対する回答の公表（市HP）	令和8年7月3日（金）
参加表明書等の提出期限	令和8年7月8日（水）16時まで
参加資格審査の結果通知	令和8年7月10日（金）
企画提案書等の提出期限	令和8年7月17日（金）16時まで
プレゼンテーション審査等の実施	令和8年7月24日（金）（予定）
審査結果通知	令和8年7月29日（水）（予定）
契約締結	令和8年8月上旬（予定）

※各実施日は、台風等の自然災害、事務の都合等により変更される場合がある。

9 参加手続

(1) 資料の閲覧

銚子市学校給食センター次期事業者募集選定アドバイザー業務仕様書の5業務内容(1)前提条件の整理において、『次期事業実施にあたり必要な前提条件について、「銚子市学校給食センター次期事業手法調査検討等業務委託」の内容等を踏まえて、確認及び整理する。』とあるが、当該業務報告書の閲覧を希望する場合は、令和8年6月26日(金)16時までに、電子メール(kyushoku-1@city.choshi.lg.jp)で依頼する。

なお、メールの件名は「【事業者名】銚子市学校給食センター実施要項等に関する資料の閲覧について」とし、メール送信後に事務局に電話連絡し、到達確認をすること。

(2) 質問書の提出

本プロポーザルに関する質問がある場合は、令和8年6月29日(月)16時までに、質問書(様式1)により電子メール(kyushoku-1@city.choshi.lg.jp)で提出する。

なお、メールの件名は「【事業者名】銚子市学校給食センター実施要項等に関する質問について」とし、メール送信後に事務局に電話連絡し、到達確認をすること。なお、電話及び口頭による質問・問合せには対応しない。

(3) 質問の回答

質問に対する回答は、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和8年7月3日(金)に、本市ホームページにおいて公表する。

10 参加表明書の提出

この実施要項に基づく提案書の提出を希望する者は、次に掲げる参加表明書及びその添付書類を提出すること。なお、提出した書類等は返却しない。

(1) 提出書類

ア 参加表明書(様式2)

イ 法人(団体)概要書(様式3)

ウ 学校給食センターPFI更新に係る調査検討業務やアドバイザー業務、学校給食センターPFI導入可能性調査業務や契約までのアドバイザー業務等実績書(様式4)

エ 業務実施体制(様式5)

オ 暴力団排除措置に関する同意書(様式6)

カ 関係書類

① 履歴事項全部証明書(申請日の3か月以内に発行されたもの)

② 定款、寄附行為、規約その他これらに相当する書類

③ 直近の年度の国税及び地方税の納税証明書又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書

- ④ 申請日の属する事業年度の収支予算書及び直近3か事業年度分の事業報告書及び決算諸表（貸借対照表、損益計算書、財産目録）
 - ⑤ 役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類
- (2) 提出部数等 各8部
- 「10 参加表明書の提出 (1) ア～カ」に記載の順序でフラットファイルに綴じ、インデックスを付けA4ファイルで提出すること。また、ファイルの表紙及び背表紙には「銚子市学校給食センター次期事業者募集選定アドバイザー業務」及び法人(団体)名を表示すること。
- 「10 参加表明書の提出 (1) カ①及び③」は、1部は本書とし、7部は写しで可。
- (3) 提出方法及び提出先
- ア 提出方法 持参又は郵送（一般書留又は簡易書留等記録の残る方法に限る。）
- イ 提出先 〒288-0046 千葉県銚子市大橋町17番地
銚子市学校給食センター
- (4) 提出期間 令和8年7月3日（金）から令和8年7月8日（水）16時まで
- ※ 持参の場合は、土・日を除く8時から16時までとする。
- なお、郵送の場合は、提出期間内に必着とする。
- (5) 提案者の選定
- 企画提案の参加資格を有するとされた法人（団体）には、令和8年7月10日（金）に電子メールで通知する。なお、通知を受けなかった場合、企画提案書の提出はできない。
- (6) 参加表明後の辞退
- 参加表明書を提出した後に参加を辞退する場合は、速やかに辞退届（様式9）を提出すること。

1.1 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類
- ア 企画提案書の鑑（様式7）
- イ 企画提案書（任意様式）
- ウ 見積書（様式8）及び経費内訳書（任意様式）
- (2) 提出部数
- 各8部
- (3) 提出方法及び提出先
- ア 提出方法 持参又は郵送（一般書留又は簡易書留等記録の残る方法に限る。）
- イ 提出先 〒288-0046 千葉県銚子市大橋町17番地
銚子市学校給食センター
- (4) 提出期限 令和8年7月17日（金）16時まで
- ※ 持参の場合は、土・日を除く8時から16時までとする。
- なお、郵送の場合は、提出期間内に必着とする。

1 2 企画提案書の作成方法

(1) 様式等の形式

ア 表紙に「銚子市学校給食センター次期事業者募集選定アドバイザー業務企画提案書」と記載する。

イ 様式は、日本産業規格 A 4 版縦型・長辺綴じとする。また、提案内容（本文）は片面カラー印刷で、10 枚以内（表紙、目次、裏表紙は枚数に含めない。）とし、ページ番号を付すこと。

ウ フォントサイズ 11 ポイント、横書きを基本とする。

エ 行数、文字の種類・間隔、図表の使用、枠組み等の様式は自由とする。

オ 使用言語及び通貨は、日本語及び日本円を使用すること。

カ 計量単位は、計量法に定めるものとする。

(2) 記載項目、選定審査基準及び配点

ア 企画提案書は、表紙、目次、提案内容（本文）、裏表紙とする。提案内容（本文）は、下表に示す構成とし、評価内容に留意して文章で完結に記載すること。なお、企画提案書の内容から、法人（団体）名が判明・特定できないよう、必要な処置を講ずること。

イ 仕様書「5 業務内容」を踏まえて記載すること。

ウ 見積書（様式 8）は「5 委託上限金額」を踏まえて記載すること。また、「経費内訳書（任意様式）」に数量や単価等の積算の内訳を項目ごとに記載すること。

エ 特別な記号・略称等を使用する場合、初出の箇所に記号・略称等の説明を記述すること。

オ 提案上限額の範囲内で、仕様書「5 業務内容」以外であってもこの業務の目的に照らして有効な提案を盛り込むことは差し支えない。

No.	記載項目	評価内容	配点
1	実施方針	業務目的などの理解が高く、業務取組に対する基本的な考え方について、的確に提案されているか。	10
2	業務内容	銚子市学校給食センター次期事業手法調査検討等業務委託の内容を踏まえた業務内容について、的確に理解し、明確かつ具体的な提案となっているか。	10
		次期事業の事業費を算定するにあたり、VEを踏まえた算定方法など、本市の現状や課題を理解した提案となっているか。	10
		本業務の委託期間を踏まえた適切なものとなっているか。	10
3	工程計画・進捗管理	業務の工程計画の妥当性が高く、実現可能な工程となっており、具体的な進捗管理に対する提案がなされているか。	10
4	実施体制	業務を適切に実施するために必要な知識、経験等を有する職員等の配置体制が確保されているか。	10

5	業務実績	令和8年3月31日までに学校給食センターPFI更新に係る調査検討業務やアドバイザー業務、学校給食センターPFI導入可能性調査業務や契約までのアドバイザー業務などの実績があるか。	10
6	プレゼンテーション	提案内容、質疑応答が論理的に納得できるか。	10
		本業務に関する理解・知識が十分にあるか。	10
7	価格提案	見積金額は妥当か。配点×（提案価格のうち最低価格/自社の提案価格）	10
合計			100点

1.3 プレゼンテーション等の実施

企画提案書等の審査は、提出された企画提案書等によりプレゼンテーションを行い、選定審査基準に基づき、審査会委員が実施する。

- (1) プレゼンテーションの実施の日時及び場所は、参加資格を有すると認められた参加表明法人（団体）に通知する。
- (2) プレゼンテーションは、提出された企画提案書等を基に行うものとし、追加提案や追加資料の配付は原則認めない。
- (3) プレゼンテーションで用いるプロジェクター及びスクリーンは市で用意するが、必要な機器類（パソコン、ケーブル等）は持参すること。
- (4) 出席者は3名以内とする。所要時間は、1法人(団体)当たりプレゼンテーション20分、質疑応答10分程度を予定している。

1.4 受託候補者の選定方法

「銚子市学校給食センター次期事業者募集選定アドバイザー業務委託に係る選定審査基準」に基づき、審査会委員による審査・採点のうえ、最も採点が高かった提案者を受託候補者として選定する。また、審査は非公開とする。

選定が終了し、市の内部手続きが完了後、審査結果を全ての提案者に文書で通知する。また、審査結果は、本市ホームページに掲載する。

1.5 業務委託契約

選定された受託候補者と提案内容に基づき仕様、契約条件などについて協議調整のうえ、改めて見積書を徴取し、提案額の範囲内で随意契約を締結する。ただし、協議が整わない場合は、次点候補者と協議を行うものとする。

1.6 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合

- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合又は提出書類に不備があった場合
- (3) 実施要項で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) プレゼンテーションを正当な理由なく欠席した場合
- (6) 見積書の金額が「5 委託上限額」を超過した場合

1 7 その他留意事項

- (1) この公募型プロポーザル実施に係る一切の費用は、参加する者の負担とする。
- (2) 提案書類等は返却しない。
- (3) 企画提案書類の提出後、内容が軽微なものを除き、修正、変更又は追加は認めない。
- (4) この実施要項に定めのない事項又は疑義が生じたときは、別途協議するものとする。

1 8 担当部署（問い合わせ先）

〒288-0046 千葉県銚子市大橋町17番地

銚子市学校給食センター

電話番号 0479(24)0365

受付時間 午前8時から午前11時30分まで

午後1時から午後4時まで

FAX番号 0479(23)6854

メールアドレス kyushoku-1@city.choshi.lg.jp